

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

36

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲

提案団体

松山市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園の認可は中核市の権限となっているが、それ以外の認定こども園の認定等事務について、中核市の所管とされたい。

具体的な支障事例

本市は平成26年度の提案募集で、認定こども園の全類型は、市町村による施設型給付の対象であるため、確認に関する事務は市町村が行っており、認定と確認に関する事務は共通する部分もあることから、一体的に行う方が事業者、自治体の双方にとってメリットがあるという提案を行った。

なお、当時の事務処理特例制度を活用することの回答を受け、愛媛県と協議を重ね、平成28年度から権限移譲を受けたところである。

これにより、窓口が一本化されたことから、事業者の負担が減少したほか、本市にとっても、地域の実情に応じた効率的、効果的な供給体制の確保等につながった。

一方で、事務処理特例による移譲は、市町村が移譲を求める場合、県の合意を得る必要があり、その協議時には県側が優位に立ちやすいことから、県の考え方によっては、市の考え方が事務に反映されるとは限らないため、法令によって明らかに中核市の固有の事務と位置付けられることで、より適切に反映できるようになることから、権限移譲を求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

窓口が一本化されることで、事業者の事務等に係る負担が減少するほか、認定こども園の供給体制確保をはじめとした各自治体策定の「子ども・子育て支援事業計画」に計画的に取り組むことができる。

事務処理特例制度は、あくまで「特例」であり、本来の権限は都道府県にあるが、法定移譲されることにより、真の地方分権に繋がるほか、全国的な基準とすることで、中核市間で差が無く、一律に業務に取り組むことができる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第3条等、第7条、第8条、第29条、第30条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森市、盛岡市、福島県、八王子市、富山市、長野市、豊田市、豊橋市、姫路市、奈良市、倉敷市、久留米市、沖縄県

○幼保連携型以外の認定こども園の認可権限を中核市に移行することにより、地域の実情を反映した認可事務を行うことができる。

○本市も、同様の経過が有り、愛知県より事務処理特例として平成28年度から権限移譲を受けている。

○本市では子ども・子育て家庭が、多様な保育ニーズに応じて教育・保育施設を選択し、適切な集団規模の中で等しく教育・保育を受けることができるよう、「奈良市幼保再編基本計画・実施計画」に基づき、すべての市立幼稚園と市立保育園をあらゆる手法(施設の統廃合や民間移管等)を用いて再編し、「幼保連携型認定こども園」に移行することを計画的に進めている。

こうしたなか、私立幼稚園に対して、現在認定こども園への移行について積極的な支援を実施しているところである。しかしながら、現在取組を行っている案件においても私立幼稚園へ認定こども園化を促す行政の立場として、幼保連携型以外の認定こども園に係る認定権限を有していない現行においては、私立幼稚園への移行に関する説明がスムーズにいかないことに加え、幼保連携型以外の認定こども園移行を希望する私立幼稚園は県と市の双方に事務手続きを踏まなくてはならず、煩雑であり、こども園化に支障をきたす恐れがあり、対応に苦慮している。

○当市においても貴市と同様に幼保連携型認定こども園以外の認可状況等の把握に苦慮している。

○認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した場合、中核市に対する認可の事前協議及び認可申請書類の作成、県に対する認定の事前協議及び認定申請書類の作成が同時期に必要となり、事業者にとっての事務的な負担が大きい。

市と県の事業計画における提供体制の確保に対する考え方が違う場合、認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した際に、中核市における保育所認可は得られるが、県による認定こども園の認定が得られないというケースが生じ、現に認可外保育施設を利用する1号認定該当の児童が当該施設を利用できなくなる可能性がある。

特定認可外保育施設型認定こども園の申請があった場合、市において認定の可否を判断することはできないが、事業計画上、提供体制に不足が生じている場合、申請を拒否することもできない。

○現在、認可外施設から地方裁量型認定こども園への移行を検討している施設があり、認定前に市の実情に合わせて指導を行い、ある程度改善した上で認定申請をしてほしいと考えている。しかし、認定が県、確認が市となっていることから、市からの指導が認定には関係なくなっている。県にも市の考え方は伝えているが、条例に照らし合わせれば事前協議で明確に不可との判断もできない。認定はするが、確認はしないということも制度上はありえるが、実際は難しいため、考え方を統一するためにも、窓口を一元化してほしい。

○施設の認可権者と認定こども園の認定権者が異なるため、事業者が双方の窓口と協議を行ったり、ほぼ同様の書類の提出を求められるなど、県、中核市ともに負担が大きくなっている。認定こども園(類型未定)への移行を目指す事業者にとって、一義的な相談窓口が不明確であり、責任を持った対応が難しくなっている。認定こども園の認定権者と特定教育・保育施設の確認権者が異なり、各々指導監査権限を有しているため、事業者にとって負担感があり、行政庁でも監査の着眼点や指摘事項の擦り合せ等の事務が必要となっている。

○本市では、具体的な支障事例はないが、提案のとおり、中核市においては認定こども園の類型によって「認可・認定」権限が分散していることから、制度改正が必要と考える。

○幼保連携型とほぼ同様の認定基準となっている。また、幼保連携型以外の認定は既存の保育所(幼稚園)からの移行が多いため、既存園の実情を把握している中核市において、認定する方が合理性があると思われる。

各府省からの第1次回答

中核市への権限移譲については、今後、引き続き中核市市長会における検討を注視していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

他団体からの事例にもあるように、移譲により多くのメリットが得られるとともに、全国的な課題である保育の受け皿の確保等にもつながることから、各府省においても実現に向けて積極的に取り組んでいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

中核市については、手挙げ方式も含め移譲を検討すべきである。

また、指定都市及び中核市以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。

【全国市長会】

中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○文部科学省より、「幼稚園団体からの懸念の声があり、当該権限の中核市への移譲について相談・説得を行っていく。」との1次ヒアリングの回答だったが、現在の調整状況についてお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

- ・引き続き中核市長会における検討を注視していく。
- ・幼稚園（団体）側には、幼児教育の質の確保の観点から、中核市の事務体制・処理能力への不安等があるとのこと。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

106

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化

提案団体

大阪市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

認定こども園等において過年度分保育料を遡及して変更する場合の徴収方法に関する規制緩和

具体的な支障事例

○行政側の事情(税の更正や事務誤り等)により、過年度の保育料を遡及して徴収する場合、保育所では市町村が保護者から過年度保育料を徴収することができる。その一方で、認定こども園等(幼稚園含む)については市町村による徴収が認められていない(幼保連携型・保育所型認定こども園は、保育に支障がある場合のみ代行徴収が可)ことから、施設が独自で徴収事務を行う必要があり、多大な事務負担が発生している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

認定こども園等(幼稚園を含む)において、行政側の事情(税の更正や事務誤り等)により、過年度の保育料を遡及して徴収する場合、市町村が代行徴収を行うことで、利用者から平等に保育料を徴収することができるようになり、利用者間の不公平さをなくすことができる。保育料の徴収手段が確保されることで、施設の安定的な経営にも繋がり、特定の場合の徴収事務を市町村が代行することで施設側の事務負担を減らすことができる。

根拠法令等

児童福祉法第24条及び第56条第8項

FAQ(第7版)事業者向けFAQ(よくある質問)

応諾義務について(案)(平成26年9月11日 内閣府子ども子育て本部主催 子ども・子育て支援新制度説明会 配布資料)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、小牧市

○保護者負担金の算定ミスが発覚し、過年度分の保護者負担金に変更があった場合、認定こども園等の施設が徴収事務を行うことは、施設側の負担が大きい。市が徴収できるようにすることで施設側の負担を減らすことができ、お金の流れもスムーズになる。

各府省からの第1次回答

保育園に関する利用料の徴収権限は、児童福祉法において、市町村に保育実施・確保義務が課されているこ

とを前提として、その確実な履行を担保するための手段として特別に付与された権限であり、市町村に同様の義務が課されていない幼稚園等まで対象とすることは、制度の性質上困難である。

また、仮に徴収権限を幼稚園等に対して拡大した場合には、滞納された幼稚園の利用料について、新たに市町村が対応する必要があるなど、市町村に追加的な事務負担が発生することから、市町村間での十分な合意形成、各市町村における実施体制の整備が不可欠である。

なお、提案理由にあるような、行政側の事情により過年度の利用料を遡及して徴収する必要が生じた場合には、市町村が直接保護者に対してその旨を丁寧の説明し、対応することが適切である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

児童福祉法第24条第2項で、全ての認定こども園に保育の確保義務があるにもかかわらず、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業のみに、児童福祉法で市町村による代行徴収権が付与されているのは不合理である。

幼稚園を含む特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業は、市町村が利用料を決定していることから、市町村の都合等で遡及徴収すべき事案が生じた場合、施設型給付を受ける施設等について、例外的に市町村が徴収を行うことは合理性を欠くものではなく、保護者にとっても市町村が徴収の際に説明する方が理解しやすい。市町村の事務負担については、本市の平成28年度実績が19件であり、事務量の増加による負担は軽微と想定している。また、遡及徴収事案について、実際に直接徴収を行うかどうかは各市町村が判断できるよう制度設計を検討することで、市町村の事務負担増の懸念に対応できると思料する。

今回の提案は、税更正や事務的な算定ミスによって過年度分保育料を遡及徴収すべき事案が生じた場合に、保護者や施設に負担を掛けないよう、市町村の判断により、例外的に、当該保育料を市町村が保護者から直接徴収できるよう、具体的には、以下のとおり要望するものである。

1. 認定こども園(全種別)、地域型保育事業、幼稚園について、例外的に、市町村が保育料を直接徴収できる権限を付与。
2. 1の実施を優先的な要望として、以下の手法も検討されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○市町村による代行徴収権限が、児童福祉施設(保育所及び幼保連携型認定こども園)に限られていることは、不合理ではないか。

児童福祉法第24条第5項及び第6項では、市町村に対し、保育所及び幼保連携型認定こども園における保育の最終的な実施等の義務付けがされているが、同条2項において、市町村は、保育を必要とする児童に対し、幅広く認定こども園や家庭的保育事業等により必要な保育を確保するための措置を講じる義務が課されており、あえて区分する必要があるのか。

待機児童が解消されていない事態に鑑みれば、最終的に公立施設で保育を行うことを保障する体制が完備されている訳ではなく、現下の待機児童問題が深刻な中では、最終的な保育の受け入れ先が、幼稚園型認定こども園や家庭的保育事業等となることは十分にありうる。市町村の代行徴収権限を、保育所及び幼保連携型認定こども園に限定する必要性がそもそも乏しいのではないか。

○上記に加え、幼稚園を含む特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、市町村が利用料の決定や施設型給付の支給を行っており、特に利用料は市町村が決定しているため、施設等に変更の余地がなく、利用料の変更も市町村に帰責している。このような市町村と施設等との関係を踏まえると、市町村が徴収を行うことは合理性を欠かないのではないか。

○さらに、特定教育・保育の提供が施設と保護者との直接契約に基づくものであることを踏まえても、施設及び保護者の同意や、施設から市町村への徴収事務の委託等を前提とすれば、市町村が徴収することは可能ではないか。

○以上の諸論点をまず整理し、法制面、実務面から提案団体の支障を解消する方策を直ちに検討し、具体的な方針を示されたい。

○本提案の実現によって、市町村の徴収事務の負担が増加することが想定されるが、一律に市町村へ徴収権限を付与するのではなく、市町村が選択的に制度活用できるよう制度設計することで懸念は解消されるのではないか。

各府省からの第2次回答

幼稚園型認定こども園は、法的性格としては幼稚園と同じく学校であり、児童福祉施設でありかつ学校である幼保連携型認定こども園とは性格を異にするものであることから、幼保連携型に認められるものが、同様に幼稚園型に認められるものではない。

利用料の徴収権限は、児童福祉法第24条第1項に基づく保育の実施義務及び同法第2項に基づく保育の確保義務だけでなく、

①虐待のおそれのある子供など、保護者の自由意志に委ねていては、その子供に必要な保育が提供されないと考えられる場合に、市町村が同条第4項に基づき行う保育の利用の勧奨や支援、また勧奨・支援を行ってもなお契約による保育の利用が困難な場合に、市町村が同法第5項に基づき行う措置入所や

②障害のある子供など、市町村の利用調整を経てもなお保育の利用が困難な子供に対して、市町村が同条第6項に基づき行う措置入所

の対象となっており、市町村が積極的に関与し、重い責務を負っている保育所や幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等に対して、当該施設における保育の履行を担保するため認められているものである。

児童福祉施設である保育所等とは異なり、幼稚園等については、市町村は上記の責務を負っていないことから、徴収権限を認めることは困難である。(なお、幼稚園については、市町村の保育の確保義務の対象からも外れている。)

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

225

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

特定教育施設・保育施設における定員減少時の市町村の関与強化

提案団体

箕面市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)第35条第2項で規定される特定教育・保育施設の設置者が定員を減少しようとするときに市町村長に対して行う届出を必要に応じて協議とするよう求める。

具体的な支障事例

○認定こども園(特に、保育所から保育所型認定こども園に移行した施設)では、1号認定の利用定員を少人数に設定した際、子ども一人あたりの単価設定が高額となっていることから、サービス提供量に見合わない多額の施設型給付費を受け取ることができる制度となっている。そのため、保育所から認定こども園へ移行し、2号認定の定員の一部を1号認定に切り替える施設があり、待機児童対策を講じている自治体にとって相反する制度設計になっている。また、待機児童の解消に向けて、小規模保育所の整備を進めていく上で、3歳児以降の継続の場の確保の観点からも、その受け皿を1号認定として運用することは、待機児童の多数を占める乳児の受け皿である小規模保育所の増設を進める上で障害となっている。

○市町村においては、子ども子育て支援法により、市町村の責務として、子ども・子育て支援給付等を総合的かつ計画的に行うことや、子ども・子育て支援事業計画に教育・保育の利用定員総数を定め、提供体制を確保することが求められているが、現状では特定教育・保育施設の設置者が施設の定員を下げる場合は、3カ月前までに市町村長に届出をするだけでよく、市町村の責務を果たすための関与ができない状況となっている。

○また、認可権限のある府に対しても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号)の第29条により、定員を減少させる場合は、届出のみとなっており、府においても抑止できない状況となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

・定員の引下げ時に市町村が関与できることにより、幼稚園(1号認定)及び保育所(2号認定)の各定員の過不足を考慮したうえでの対応が可能となり、待機児童の多い自治体にとって、2号認定の保育の受け皿の安定的な確保ができ、国の待機児童解消加速化プラン及び一億総活躍の実現に繋がる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、横浜市、長野市、磐田市、出雲市、北九州市

○利用定員の設定について、統一した基準を設けたうえで、市町村が関与する仕組みが必要。
 ○通常、特定教育・保育施設の設置者が利用定員を変更する際には、届出前に相談等があることから、その中で設置者と協議を行い、児童の受け入れ等に支障が出ないようにしている。利用定員を増加する際には、設置認可時と同様の手続きを定めており、また、利用定員の変更は市町村の保育行政に及ぼす影響が大きいことから、定員を減少する際の市町村の関与強化は合理的である。提案の「必要に応じ協議」では、「必要な場合」が不明確なため、明確化すべきと考える。
 ○利用定員については、市町村による計画を踏まえる必要があると考えるため、届出のみではなく協議は必要。
 ○当市の子ども・子育て支援事業計画において、既存施設の定員を増加することにより、保育の受け皿を確保することとしている。本提案による市町村の関与強化は当該計画の促進に寄与するものである。

各府省からの第1次回答

子ども・子育て支援法等において、教育・保育施設の利用定員を減少させる際の手続きを届出制としたのは、施設における実員が利用定員を継続的に下回る場合や教育・保育に必要な幼稚園教諭・保育士等の確保が困難である場合など、施設にとってやむを得ない理由によって定員を減少させることを想定しており、協議制とすることは施設側の負担増につながる懸念がある。

本件提案に指摘されているような、2号認定子どもの定員を1号認定子どもの利用定員に切り替える場合には、現行制度においても、1号認定子どもの定員増加の部分について、市町村が都道府県に協議の上、利用定員の変更を行うこととなっているところ、その権限に基づき適切な対応を行っていただくことが可能であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○現行制度上は、1号または2号利用定員の過不足の状況に関わらず、利用定員の減少について施設からの届出を受ける仕組みとなっており、また、利用定員の増加についても、届出ではなく協議となっているものの、利用ニーズがあるなどの合理的な理由がある場合は、施設の意向に添った対応をせざるを得ない。
 ついては、利用定員の増減については、地域の実情や利用定員の過不足に応じて、市町村が「協議」という形で関与できるしくみが必要であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【磐田市】

現場の実情を一番把握しているのは市町村であるため、設置者と市町村の段階からの協議が必要だと考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

<総論>

○利用定員の個々の設定・変更について市町村から都道府県への協議が義務付けられ、また、利用定員の減少について事業者から市町村への「届出」制となっている現行の仕組みについて、市町村の計画の積み上げを基本として都道府県計画が策定されていることを踏まえれば、個々の利用定員の増減に関して、都道府県が実質的な判断を下すことは困難なのではないか。むしろ、実質的な判断を下せるのは、量の見込みを的確に把握している市町村であり、市町村自らが、利用定員の増減について調整を可能とする仕組みとすべきではないか。
 ○市町村から都道府県への「協議」がどのように行われているか、実態を確認したうえで、再度検討をお願いしたい。

<設置者の利用定員の変更に関する市町村の関与の強化>

○1号認定子どもと2号認定子どもの公定価格の差が誘因となって2号定員を1号定員へ切り替えるなど、経営上やむを得ない理由以外で定員減少を行う事例が現状見られる以上、一定の条件（例えば、当該定員減少させる施設の所在市町村において待機児童が発生している場合、当該定員減少により市町村の保育確保義務の履行に支障がある場合等）を設定したうえで、条件に合致する場合には定員減少について「協議」することも可能とする仕組みを許容すべきではないか。

○そもそも2号認定子どもの定員を1号認定子どもの定員へ切り替えるケースが生じる理由は、公定価格の不合理な差があるからであり、施設がそのような変更を行う誘因が働かないよう、単価設定を見直すべきではないか。

各府省からの第2次回答

子ども・子育て支援新制度において市町村は、5年を1期とした市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援を実施しているところ、法施行後5年を目途に行う法見直しの中で、1期目の計画期間の実態について検証を行い、子ども・子育て会議における議論も踏まえ、検討を行う。
なお、本件提案は施設側の負担が増えることが懸念されることから、慎重な検討が必要である。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号

225

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

特定教育施設・保育施設における定員減少時の市町村の関与強化

提案団体

箕面市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)第35条第2項で規定される特定教育・保育施設の設置者が定員を減少しようとするときに市町村長に対して行う届出を必要に応じて協議とするよう求める。

具体的な支障事例

○認定こども園(特に、保育所から保育所型認定こども園に移行した施設)では、1号認定の利用定員を少人数に設定した際、子ども一人あたりの単価設定が高額となっていることから、サービス提供量に見合わない多額の施設型給付費を受け取ることができる制度となっている。そのため、保育所から認定こども園へ移行し、2号認定の定員の一部を1号認定に切り替える施設があり、待機児童対策を講じている自治体にとって相反する制度設計になっている。また、待機児童の解消に向けて、小規模保育所の整備を進めていく上で、3歳児以降の継続の場の確保の観点からも、その受け皿を1号認定として運用することは、待機児童の多数を占める乳児の受け皿である小規模保育所の増設を進める上で障害となっている。

○市町村においては、子ども子育て支援法により、市町村の責務として、子ども・子育て支援給付等を総合的かつ計画的に行うことや、子ども・子育て支援事業計画に教育・保育の利用定員総数を定め、提供体制を確保することが求められているが、現状では特定教育・保育施設の設置者が施設の定員を下げる場合は、3カ月前までに市町村長に届出をするだけでよく、市町村の責務を果たすための関与ができない状況となっている。

○また、認可権限のある府に対しても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号)の第29条により、定員を減少させる場合は、届出のみとなっており、府においても抑止できない状況となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

・定員の引下げ時に市町村が関与できることにより、幼稚園(1号認定)及び保育所(2号認定)の各定員の過不足を考慮したうえでの対応が可能となり、待機児童の多い自治体にとって、2号認定の保育の受け皿の安定的な確保ができ、国の待機児童解消加速化プラン及び一億総活躍の実現に繋がる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、横浜市、長野市、磐田市、出雲市、北九州市

○利用定員の設定について、統一した基準を設けたうえで、市町村が関与する仕組みが必要。
 ○通常、特定教育・保育施設の設置者が利用定員を変更する際には、届出前に相談等があることから、その中で設置者と協議を行い、児童の受け入れ等に支障が出ないようにしている。利用定員を増加する際には、設置認可時と同様の手続きを定めており、また、利用定員の変更は市町村の保育行政に及ぼす影響が大きいことから、定員を減少する際の市町村の関与強化は合理的である。提案の「必要に応じ協議」では、「必要な場合」が不明確なため、明確化すべきと考える。
 ○利用定員については、市町村による計画を踏まえる必要があると考えるため、届出のみではなく協議は必要。
 ○当市の子ども・子育て支援事業計画において、既存施設の定員を増加することにより、保育の受け皿を確保することとしている。本提案による市町村の関与強化は当該計画の促進に寄与するものである。

各府省からの第1次回答

子ども・子育て支援法等において、教育・保育施設の利用定員を減少させる際の手続きを届出制としたのは、施設における実員が利用定員を継続的に下回る場合や教育・保育に必要な幼稚園教諭・保育士等の確保が困難である場合など、施設にとってやむを得ない理由によって定員を減少させることを想定しており、協議制とすることは施設側の負担増につながる懸念がある。

本件提案に指摘されているような、2号認定子どもの定員を1号認定子どもの利用定員に切り替える場合には、現行制度においても、1号認定子どもの定員増加の部分について、市町村が都道府県に協議の上、利用定員の変更を行うこととなっているところ、その権限に基づき適切な対応を行っていただくことが可能であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○現行制度上は、1号または2号利用定員の過不足の状況に関わらず、利用定員の減少について施設からの届出を受ける仕組みとなっており、また、利用定員の増加についても、届出ではなく協議となっているものの、利用ニーズがあるなどの合理的な理由がある場合は、施設の意向に添った対応をせざるを得ない。

○ついては、利用定員の増減については、地域の実情や利用定員の過不足に応じて、市町村が「協議」という形で関与できるしくみが必要であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【磐田市】

○現場の実情を一番把握しているのは市町村であるため、設置者と市町村の段階からの協議が必要だと考える

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

<総論>

○利用定員の個々の設定・変更について市町村から都道府県への協議が義務付けられ、また、利用定員の減少について事業者から市町村への「届出」制となっている現行の仕組みについて、市町村の計画の積み上げを基本として都道府県計画が策定されていることを踏まえれば、個々の利用定員の増減に関して、都道府県が実質的な判断を下すことは困難なのではないか。むしろ、実質的な判断を下せるのは、量の見込みを的確に把握している市町村であり、市町村自らが、利用定員の増減について調整を可能とする仕組みとすべきではないか。
 ○市町村から都道府県への「協議」がどのように行われているか、実態を確認したうえで、再度検討をお願いしたい。

<設置者の利用定員の変更に関する市町村の関与の強化>

○1号認定子どもと2号認定子どもの公定価格の差が誘因となって2号定員を1号定員へ切り替えるなど、経営上やむを得ない理由以外で定員減少を行う事例が現状見られる以上、一定の条件（例えば、当該定員減少させる施設の所在市町村において待機児童が発生している場合、当該定員減少により市町村の保育確保義務の履行に支障がある場合等）を設定したうえで、条件に合致する場合には定員減少について「協議」することも可能と

する仕組みを許容すべきではないか。

○そもそも2号認定子どもの定員を1号認定子どもの定員へ切り替えるケースが生じる理由は、公定価格の不合理的な差があるからであり、施設がそのような変更を行う誘因が働かないよう、単価設定を見直すべきではないか。

各府省からの第2次回答

子ども・子育て支援新制度において市町村は、5年を1期とした市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援を実施しているところ、法施行後5年を目途に行う法見直しの中で、1期目の計画期間の実態について検証を行い、子ども・子育て会議における議論も踏まえ、検討を行う。
なお、本件提案は施設側の負担が増えることが懸念されることから、慎重な検討が必要である。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

225

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

特定教育施設・保育施設における定員減少時の市町村の関与強化

提案団体

箕面市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)第35条第2項で規定される特定教育・保育施設の設置者が定員を減少しようとするときに市町村長に対して行う届出を必要に応じて協議とするよう求める。

具体的な支障事例

○認定こども園(特に、保育所から保育所型認定こども園に移行した施設)では、1号認定の利用定員を少人数に設定した際、子ども一人あたりの単価設定が高額となっていることから、サービス提供量に見合わない多額の施設型給付費を受け取ることができる制度となっている。そのため、保育所から認定こども園へ移行し、2号認定の定員の一部を1号認定に切り替える施設があり、待機児童対策を講じている自治体にとって相反する制度設計になっている。また、待機児童の解消に向けて、小規模保育所の整備を進めていく上で、3歳児以降の継続の場の確保の観点からも、その受け皿を1号認定として運用することは、待機児童の多数を占める乳児の受け皿である小規模保育所の増設を進める上で障害となっている。

○市町村においては、子ども子育て支援法により、市町村の責務として、子ども・子育て支援給付等を総合的かつ計画的に行うことや、子ども・子育て支援事業計画に教育・保育の利用定員総数を定め、提供体制を確保することが求められているが、現状では特定教育・保育施設の設置者が施設の定員を下げる場合は、3カ月前までに市町村長に届出をするだけでよく、市町村の責務を果たすための関与ができない状況となっている。

○また、認可権限のある府に対しても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号)の第29条により、定員を減少させる場合は、届出のみとなっており、府においても抑止できない状況となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

・定員の引下げ時に市町村が関与できることにより、幼稚園(1号認定)及び保育所(2号認定)の各定員の過不足を考慮したうえでの対応が可能となり、待機児童の多い自治体にとって、2号認定の保育の受け皿の安定的な確保ができ、国の待機児童解消加速化プラン及び一億総活躍の実現に繋がる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、横浜市、長野市、磐田市、出雲市、北九州市

○利用定員の設定について、統一した基準を設けたうえで、市町村が関与する仕組みが必要。
 ○通常、特定教育・保育施設の設置者が利用定員を変更する際には、届出前に相談等があることから、その中で設置者と協議を行い、児童の受け入れ等に支障が出ないようにしている。利用定員を増加する際には、設置認可時と同様の手続きを定めており、また、利用定員の変更は市町村の保育行政に及ぼす影響が大きいことから、定員を減少する際の市町村の関与強化は合理的である。提案の「必要に応じ協議」では、「必要な場合」が不明確なため、明確化すべきと考える。
 ○利用定員については、市町村による計画を踏まえる必要があると考えるため、届出のみではなく協議は必要。
 ○当市の子ども・子育て支援事業計画において、既存施設の定員を増加することにより、保育の受け皿を確保することとしている。本提案による市町村の関与強化は当該計画の促進に寄与するものである。

各府省からの第1次回答

子ども・子育て支援法等において、教育・保育施設の利用定員を減少させる際の手続きを届出制としたのは、施設における実員が利用定員を継続的に下回る場合や教育・保育に必要な幼稚園教諭・保育士等の確保が困難である場合など、施設にとってやむを得ない理由によって定員を減少させることを想定しており、協議制とすることは施設側の負担増につながる懸念がある。
 本件提案に指摘されているような、2号認定子どもの定員を1号認定子どもの利用定員に切り替える場合には、現行制度においても、1号認定子どもの定員増加の部分について、市町村が都道府県に協議の上、利用定員の変更を行うこととなっているところ、その権限に基づき適切な対応を行っていただくことが可能であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○現行制度上は、1号または2号利用定員の過不足の状況に関わらず、利用定員の減少について施設からの届出を受ける仕組みとなっており、また、利用定員の増加についても、届出ではなく協議となっているものの、利用ニーズがあるなどの合理的な理由がある場合は、施設の意向に添った対応をせざるを得ない。
 ついては、利用定員の増減については、地域の実情や利用定員の過不足に応じて、市町村が「協議」という形で関与できるしくみが必要であるとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【磐田市】

○現場の実情を一番把握しているのは市町村であるため、設置者と市町村の段階からの協議が必要だと考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

<総論>

○利用定員の個々の設定・変更について市町村から都道府県への協議が義務付けられ、また、利用定員の減少について事業者から市町村への「届出」制となっている現行の仕組みについて、市町村の計画の積み上げを基本として都道府県計画が策定されていることを踏まえれば、個々の利用定員の増減に関して、都道府県が実質的な判断を下すことは困難なのではないか。むしろ、実質的な判断を下せるのは、量の見込みを的確に把握している市町村であり、市町村自らが、利用定員の増減について調整を可能とする仕組みとすべきではないか。
 ○市町村から都道府県への「協議」がどのように行われているか、実態を確認したうえで、再度検討をお願いしたい。

<設置者の利用定員の変更に関する市町村の関与の強化>

○1号認定子どもと2号認定子どもの公定価格の差が誘因となって2号定員を1号定員へ切り替えるなど、経営上やむを得ない理由以外で定員減少を行う事例が現状見られる以上、一定の条件（例えば、当該定員減少させる施設の所在市町村において待機児童が発生している場合、当該定員減少により市町村の保育確保義務の履行に支障がある場合等）を設定したうえで、条件に合致する場合には定員減少について「協議」することも可能と

する仕組みを許容すべきではないか。

○そもそも2号認定子どもの定員を1号認定子どもの定員へ切り替えるケースが生じる理由は、公定価格の不合理的な差があるからであり、施設がそのような変更を行う誘因が働かないよう、単価設定を見直すべきではないか。

各府省からの第2次回答

子ども・子育て支援新制度において市町村は、5年を1期とした市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援を実施しているところ、法施行後5年を目途に行う法見直しの中で、1期目の計画期間の実態について検証を行い、子ども・子育て会議における議論も踏まえ、検討を行う。
なお、本件提案は施設側の負担が増えることが懸念されることから、慎重な検討が必要である。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

255

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への協議にかかる事務負担の軽減

提案団体

大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への「協議」について、「届出」に見直すなど、義務付けの緩和をすること。

具体的な支障事例

特定教育・保育施設の定員設定や定員変更を行う場合は、都道府県知事への協議が規定されているが、そもそも利用定員の設定は市町村において必要性をふまえたうえで行われていることから都道府県において特段の判断を示す必要性が乏しい。届出制に変更することにより、事務の簡素化が実現できる。

また、特定地域型保育事業における利用定員設定については、特定教育・保育施設と異なり、利用定員設定・変更における都道府県の協議義務はないことから、制度の整合性にも疑問がある。

なお、市町村は「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしてされており、当該計画においては、「必要利用定員総数その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期」について定めるものとしてされている。市町村が自ら定めた計画に従って行う利用定員の増減について、都道府県に協議することは不要なのではないか。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事務負担の軽減につながる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法第31条第3項及び第32条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、青森市、福島県、ひたちなか市、船橋市、横浜市、海老名市、石川県、長野市、浜松市、豊田市、高槻市、北九州市

○子ども・子育てプランにおいて、都道府県は市町村の数値を集計するだけの為、市町村での判断さえ行われていれば、都道府県での判断は必要ないとする。また整備事業を数多く実施しているため、対象施設が多く、比例して道と本市の事務量が多くなっている。

○本市においては、新規開設園の認可時に県との協議期間として1か月を要するため、すべてのスケジュールを前倒して行っている。また、既存園の定員内訳も変更時にも園からの申し出があっても、県協議期間の1か

月を空けて認めることとなるので、園の申し出に対して迅速な対応ができない。また、提案市の仰るとおり利用定員の設定、変更は市の実情に合わせて行っており、都道府県の判断によって変更されることが考えられない。

○子ども子育て支援事業計画に沿って利用定員の設定・変更を行うため、都道府県への協議については不要であるとする。

○左記支障事例と同様に協議にかかる事務負担が生じている。なお、「特別自治市」の早期実現を掲げる本市では、特定教育・保育施設の定員設定・変更についても、都道府県協議の必要性は小さいものとする。

○特定教育・保育施設の利用定員の設定については、市町村が設置者と十分調整した上で行われていることから、「届出」に見直すなど、緩和することで事務の軽減や迅速化につながる。

○本市においては、年間44件(H28実績)の定員設定・変更の手続きがあるが、申請の多くが4月1日から変更を目指して年度末に集中するため、相応の事務負担となっている状況にある。また、都道府県協議の意義として、市町村間の広域調整が考えられるが、当該調整は、市町村計画の策定時点における協議(子ども・子育て支援法第61条第9項)で行うべきものであり、市町村計画で定めた範囲内での施設単位の定員設定や変更について、都道府県協議を義務付ける必要はないものとする。

○本市においても、利用定員の設定や変更については、市で策定した計画に基づき市の実情に応じて行うものであるため、県協議は不要であるとする。

各府省からの第1次回答

教育・保育施設については、広域利用もなされており、子ども・子育て支援法第3条に基づき、都道府県は広域自治体として市町村に対して調整や援助を行うこととなっている。各都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業計画において、一定区域ごとに需要(量の見込み)と供給(確保方策)を設定し、それに基づき、幼保連携型認定こども園などの教育・保育施設の認可・認定を行っていることから、都道府県への協議の必要性はあると考えている。

なお、提案において指摘されている地域型保育事業の利用定員の設定・変更について、都道府県への協議が義務付けられていないのは、同事業がそれぞれの地域のニーズにきめ細かに個別に対応する性格のものであり、本来広域的な利用を念頭に置いていないからである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○都道府県として、「量の見込み」等を広域的に把握する必要性はあるとするが、個々の園ごとの利用定員等の変更の是非については、市町村の判断を尊重すべきで、都道府県が判断する必要性に乏しく、協議ではなく届出でよいとする。

○市町村計画に基づき、教育・保育施設の認可・認定を行っており、これを大きく逸脱した定員変更がなされるケースは考えにくい。

○整備必要数に対する供給方法(教育・保育施設もしくは地域型保育事業)の選択は市町村が行っているところであり、これまでも府による広域利用調整が必要なケースは発生しておらず、利用者のニーズにより市町村間で適切に処理されている。

○これら現状に鑑みれば、特定教育・保育施設の利用定員の変更について都道府県への協議の義務付けは必要はなく、届出に変更していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【船橋市】

○都道府県子ども・子育て支援事業計画で定められている一定区域のほとんどは、区市町村単位であり、量の見込みと確保方策についても、市町村が定めた同区市町村計画の積み上げであり、計画策定時に協議済です。

○これに基づいて認可・認定を行っているのであれば、市町村計画の範囲内での利用定員の設定・変更は協議の必要性は薄く、届出で支障がないと考えます。

○また、認可・認定は所在地の区市町村が事業者を募り、市町村計画や必要性を副申し都道府県が審査している現状であり、都道府県が主導的に計画に基づき施設整備しているものではありません。

○以上のことから、都道府県として計画との整合を図る観点から、状況の把握は必要ですが、計画策定時及び、認可・認定時に別途協議を行っているため、利用定員の設定・変更の協議は届出として支障ないと考えます。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の定員の設定及び変更に係る都道府県協議については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、義務付けを見直すべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

<総論>

○利用定員の個々の設定・変更について市町村から都道府県への協議が義務付けられ、また、利用定員の減少について事業者から市町村への「届出」制となっている現行の仕組みについて、市町村の計画の積み上げを基本として都道府県計画が策定されていることを踏まえれば、個々の利用定員の増減に関して、都道府県が実質的な判断を下すことは困難なのではないか。むしろ、実質的な判断を下せるのは、量の見込みを的確に把握している市町村であり、市町村自らが、利用定員の増減について調整を可能とする仕組みとすべきではないか。

○市町村から都道府県への「協議」がどのように行われているか、実態を確認したうえで、再度検討をお願いしたい。

<特定教育・保育施設定員の設定・変更の「協議」の義務付けの緩和>

○地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月7日)において、地方に対する義務付け・枠付けのうち、「協議、同意、許可・認可・承認」について見直し方針が示された。当該勧告内容を踏まえれば、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について市町村から都道府県への協議が義務付けられている以上、市町村計画に基づいて行われる個別の利用定員の設定・変更についての都道府県への協議は不要ではないか。

○仮に、個々の利用定員設定・変更についての都道府県への協議の義務付けを存置する理由があるのであれば、第3次勧告の勧告内容を踏まえた説明をお願いしたい。

○また、実態としても、提案団体からは、都道府県が需給調整や広域調整を行ったケースはないと聞いており、個別の利用定員の増減に関して、都道府県が実質的な判断を下すことは困難なのではないか。

各府省からの第2次回答

各都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業計画において、一定区域ごとに需要(量の見込み)と供給(確保方策)を設定し、それに基づき、幼保連携型認定こども園などの教育・保育施設の認可・認定を行っていることから、都道府県への協議の必要性はあると考えている。

また、教育・保育施設等に対しては、公費が投入されていることから、その定員の変更については、市町村だけでなく広域自治体である都道府県においても、過度な定員の増加を防ぐなど地域のバランスを保つための担保措置が必要である。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

290

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

子ども・子育て支援法における支給認定の職権変更事務の簡素化

提案団体

和歌山県、橋本市、御坊市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、有田川町、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、大阪市、神戸市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

子ども・子育て支援法における支給認定について、第3号から第2号への職権変更認定の時点を、年度当初の4月1日など、一定の基準日を設ける。

具体的な支障事例

子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に係る認定から同項第2号に係る認定に切り替わる場合には、同法第23条第4項により市町村は職権で変更認定をすることができる。しかし、現行制度では子どもが満3歳に達する都度、支給認定の変更手続きを行うこととなるため、事務が煩瑣となっている。事務の簡素化のため、上記の職権変更においては、第2号認定の時点を、満年齢到達時点ではなく、年度当初の4月1日など、一定の基準日を設けるよう改められたい。

なお、支給認定事務は、保護者の申請による変更と職権変更とを合わせ、毎月相当な件数の事務が発生している。そのような状況で職権変更の手続きだけでも年1回に集約できれば、事務の漏れも少なくなり負担軽減となる。4月の事務量が増加することは考えられるものの、毎月の職権変更事務がなくなることの負担減の方が市町村にとってのメリットが大きい。

(参考)平成28年度の職権による変更認定件数

○和歌山市・・・約1,300件

○御坊市・・・117件

○岩出市・・・247件

○かつらぎ町・・・75件

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

変更認定事務を基準日に一括化することにより、市町村の事務負担が軽減される。また、保護者にとっても、年度当初の利用者負担額通知等と併せて職権変更による支給認定変更通知を受け取ることとなるので、年度途中で自らの申請によらない支給認定変更通知を受け取ることもなく、混乱を招かない。

根拠法令等

子ども・子育て支援法第19条、第21条、第23条第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、ひたちなか市、練馬区、船橋市、川崎市、逗子市、海老名市、磐田市、知多市、城陽市、出雲市、山陽

小野田市、北九州市、宇美町

○認定区分の変更、保育標準時間・短時間の変更、認定期間の変更など、支給認定に関わる変更事務が多く、そのことに伴い保護者の手続き及び受け取る通知書も多いので混乱するとのご意見を頂く。また、職員の事務も煩雑になっている。待機児童の現況届の提出義務緩和も行われたので、2、3号認定の簡素化も要望する。

平成28年度 職権による3号から2号への変更認定件数 2,249件

○満3歳児到達時に認定証を発行をするが、利用者負担額に変更がないため、混乱を招いている。年度当初に利用者負担額通知と同時に送付した場合、事務量も削減され、郵送料の削減にもつながる。

○本市においても、平成28年度の同様の事務について、第3号から第2号への変更認定事務の処理件数が約2,300件に上り、1月当たり200件弱事務処理が発生している。毎月の事務処理を年一度に集約できれば、一括処理による事務処理の効率化が図られ、年間を見通した際に事務負担が軽減される。

○職権変更処理を毎月行うことによる事務負担については、提案団体と同意見である。特に、保護者からの毎月の申請に伴う変更と職権変更が重複する場合など、ミスが増える要因となっていることから簡素化の提案に賛同する。また、大幅に事務を簡素化するためにも2・3号の区分を1つに統一することもご検討頂きたい。

○保護者にとり、年度途中の切り替えのメリットがなく、学年の概念でクラス編成をしている現況においては、認定基準日を4月1日とすることで、いわゆる年少以上未満とも一致することとなる。

○提案団体と同様に、当該事務について毎月事務が発生しており、負担が大きい。年度始での一括発行の場合、年度途中での認定内容の変更があった場合に作業が複雑化する可能性もあって検討が必要であるが、緩和により事務量を削減できるようにするのが望ましい。

○本市においても支給認定事務については、提案団体の事例と同様に、保護者の申請によるものと満3歳到達時点の変更による事務手続きにより、多大な事務負担が生じている。

○当市の職権による変更認定件数は、年間約600件。

○現行制度では子どもが満3歳に達する都度に支給認定の変更手続きを行うこととなるため、事務が煩瑣となっている。事務の簡素化のため、上記の職権変更においては、第2号認定の時点、満年齢到達時点ではなく、年度当初の4月1日など、一定の基準日を設けるよう改めることで、事務手続きの簡素化が図られる。

○子ども・子育て支援法における支給認定について、同法第19条第1項第3号から同法第19条第1項第2号への職権変更認定の時点、年度末の3月31日など、一定の基準日を設けた場合、毎月の事務負担軽減に繋がると思われる。また、本市の地域型保育事業において、満3歳になった児童については、原則として退所することとし、保護者が引き続き当該事務所の利用を希望する場合は、最大で当該年度の末日(3月31日)まで利用できることとしている。仮に、第3号から第2号への支給認定変更基準日が設けられた場合、年度中に3歳に到達した児童が一律に当該年度末まで入所を継続できる等、利用者においても、制度についてより理解し易くなるものと思われる。

保育料や給付費について、現行制度では年度当初の児童の学齢を基準としているため、年度途中で支給認定に変更(3号→2号)があったとしても当該年度中においては保育料等に影響は及ぼさないこととなっている。そのため、第3号と第2号の児童が同じ基準で保育料、給付費の決定をなされるという状況が生じている。上述のような基準日が設けられた際には、このような状況も発生しないものと思われる。

○本市においても、同様の事例が発生しています。支給認定を受けていても施設入所がかなわないため支給対象とならない例も当然にありうる制度設計であり、全面的な見直しが必要です。

各府省からの第1次回答

現行制度下においても、2号認定・3号認定それぞれの有効期間を明示することで、まとめて認定することが可能となっており、これを適用することによって事務負担の軽減は可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

回答の内容では事務負担は軽減されない。

3号及び2号をまとめて申請・認定する運用が可能とされているが、その場合、3号及び2号の両認定を二重管理する必要があり、システムがそういった仕様でない市町村は対応が困難。また、システム上、二重管理ができるとしても、支給認定の有効期間中に、認定事由の変更など保護者からの申請による変更手続きが頻繁にあるため、その都度、両認定を変更することとなり、事務はむしろ煩雑化し、ミスが生じる要因ともなる。

また、現状で、保護者に対しては、認定区分の変更と利用者負担額等の変更とは時期が異なることについて文書等により説明しているが、そもそも保護者にとって認定区分の違いは重要ではないため理解いただけないことも多い中、3号及び2号をまとめて申請・認定するとなれば、更にその趣旨を説明する必要が生じ、市町村にとつ

て負担軽減とはならない。

本提案については、事務の実施状況が市町村ごとに異なることも考慮し、市町村ごとに支給認定の基準日を設定するか否か選択できる規定とした場合でも、例えば他市町村への転居があった場合に、転出元と転入先で認定区分が異なっても、転入手続きなど市町村の事務実施に支障は無い。また、認定区分の変更の時点、例えば4月1日に設定したとしても、児童手当や母子保健制度への影響は特になく考えられる。そもそも2号及び3号の認定区分を設定していることにより市町村に多大な事務負担が生じている。具体的には、3号から2号への職権変更事務の時期だけが、利用者負担額の決定など保育給付に係る事項やクラス編成等の変更時期と相違していることは、事務の煩雑化と混乱を生じさせる要因となっており、地方自治体のスムーズな事務実施のため、制度の早期見直しを検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【逗子市】

事務の省力化と利用保護者の理解しやすい制度として、再度改正を希望する。現行制度は、年度途中で保育料の見直しが行われたことと併せて、利用保護者に非常に分かりにくい。

【山陽小野田市】

システム上は原則どおり満3歳に達する都度に支給認定の変更を行う仕様になっており、2号・3号をまとめて認定するためにはシステム改修が必要となる。

国からの通知が「まとめて認定することが可能」では全国的な決定事項とはみなされず、本市の独自改修扱いとなり、システム改修費がかかることになる。

事務量・効果等を考慮すると運営費の算定基準日である4月1日を基準日とし、全国的に取り扱いを統一すべきと考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○2号認定と3号認定の区分が有意でないことは明白であり、早期に区分の廃止を検討すべきである。

各府省からの第2次回答

提案の趣旨を踏まえ、3号認定から2号認定への職権による変更に伴う認定手続や保護者への通知に関する事務について、一括処理を可能とすること等の事務処理方法について検討し、必要な措置を講じてまいりたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

159

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

幼稚園等に課されている設置者管理主義の緩和

提案団体

奈良県

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

幼稚園等に課されている設置者管理の制限を廃止し、地方公共団体が設置する公立幼稚園について、既存の私立幼稚園等へ管理業務の委託を可能とするとともに、地方独立行政法人へ管理業務の委託が可能となるよう地方独立行政法人の業務範囲を拡大する等の緩和を行う。

具体的な支障事例

人口減少・少子高齢化が進む中、行政需要は確実に増加することが見込まれ、行政サービスの効率的な提供を行っていくことが課題となっている。

本県では他県に比べて公立幼稚園の割合が高く、地域住民の公立幼稚園での教育ニーズに応じていくためには、今後も一定程度の公立幼稚園の維持が必要であると見込まれている。しかし、財政基盤が脆弱で小規模自治体が多く、個々の施設の運営・管理が財政的な負担となっており、民間のノウハウ等を活用した施設の効率的な運営が必要となっている。

私立幼稚園の設置数が比較的多い都市部においては、委託先となる民間事業者は一定数存在するものと見込まれ、私立幼稚園への委託が可能となれば、都市部の市町村の財政運営の負担軽減に資する。

一方、山間や過疎地域が多い本県においては、委託先となる民間事業者が限定されるため、事業者の選定が困難となる地域も存在する。この点、地方独立行政法人であれば、公益性を確保しながら広域的に活動することができ、山間など民間委託等が困難である地域においても事業を実施することが可能となる。また、財政基盤が弱い小規模自治体から切り離れた上で、経営の視点を入れた独立採算により、長期的に安定した業務が期待できることから、経営の自由度が増し効率的な運営が可能となる。

このように、民間委託や地方独立行政法人等といった施設運営の選択肢を幅広く備えることが、都市部や山間地域など地域を問わず、合理的で効果的な管理運営を推進する上で重要であると考えられる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公立幼稚園のサービスの効率化を図ることができるとともに、住民サービスの向上につながる。

根拠法令等

学校教育法第2条、第5条
地方独立行政法人法第21条
地方独立行政法人法施行令第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市

○公立幼稚園の民間や独立行政法人への委託は予定しておらず、現状支障になることはないが、今後さらに少子化が進行し、私立幼稚園が閉園していく状況にまでなった場合には、民間委託等による公立幼稚園のサービス拡充も選択しのひとつとなり得る。

各府省からの第1次回答

学校教育法第5条が「学校の設置者は、その設置する学校を管理」することとしていることに関しては、同法を所管する文部科学省において、検討するべきものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

公立幼稚園の管理運営の包括的な委託等について、学校教育法上の整理が行われ委託可能となった後には、地方独立行政法人の業務範囲の拡大についてもご検討をいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○提案団体の具体的な支障等（学校法人の設置が困難、公立幼稚園の形態を希望）を踏まえ、義務教育とは異なる幼稚園の設置者管理主義を緩和する際に生じる課題について具体的にお示しいただきたい。
○国家戦略特区における高等学校等における制度改正の議論を踏まえると、一定の担保措置をとることにより、設置者の責任の下、設置者とは別の者に管理を委託することが可能ではないか。
○幼稚園は、学校教育法上、公立幼稚園と私立幼稚園とで、行うべき教育内容や人員体制を区分している訳ではなく、沿革からみても、幼稚園は、建学の精神に基づき、多様な設置主体により設置されてきたものである。このような状況を踏まえると、提案への対応により公立幼稚園での実施が阻害される特別な教育内容や公権力の行使等があるとはいえないのではないか。
○平成16年の「今後の学校の管理運営の在り方について」の中央教育審議会答申から長期間が経過しており、提案団体の具体的な支障を踏まえ、2次ヒアリングまでに方向性を出していただきたいと考えるが、今後の検討スケジュール及び体制についてお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

学校教育法上の考え方として、公立幼稚園の管理運営を学校法人や地方独立行政法人へ包括的に委任することが可能となった場合には、地方独立行政法人法において、その業務の範囲に加えることについて検討を行うことは可能である。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号

159

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

幼稚園等に課されている設置者管理主義の緩和

提案団体

奈良県

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

幼稚園等に課されている設置者管理の制限を廃止し、地方公共団体が設置する公立幼稚園について、既存の私立幼稚園等へ管理業務の委託を可能とするとともに、地方独立行政法人へ管理業務の委託が可能となるよう地方独立行政法人の業務範囲を拡大する等の緩和を行う。

具体的な支障事例

人口減少・少子高齢化が進む中、行政需要は確実に増加することが見込まれ、行政サービスの効率的な提供を行っていくことが課題となっている。

本県では他県に比べて公立幼稚園の割合が高く、地域住民の公立幼稚園での教育ニーズに応じていくためには、今後も一定程度の公立幼稚園の維持が必要であると見込まれている。しかし、財政基盤が脆弱で小規模自治体が多く、個々の施設の運営・管理が財政的な負担となっており、民間のノウハウ等を活用した施設の効率的な運営が必要となっている。

私立幼稚園の設置数が比較的多い都市部においては、委託先となる民間事業者は一定数存在するものと見込まれ、私立幼稚園への委託が可能となれば、都市部の市町村の財政運営の負担軽減に資する。

一方、山間や過疎地域が多い本県においては、委託先となる民間事業者が限定されるため、事業者の選定が困難となる地域も存在する。この点、地方独立行政法人であれば、公益性を確保しながら広域的に活動することができ、山間など民間委託等が困難である地域においても事業を実施することが可能となる。また、財政基盤が弱い小規模自治体から切り離れた上で、経営の視点を入れた独立採算により、長期的に安定した業務が期待できることから、経営の自由度が増し効率的な運営が可能となる。

このように、民間委託や地方独立行政法人等といった施設運営の選択肢を幅広く備えることが、都市部や山間地域など地域を問わず、合理的で効果的な管理運営を推進する上で重要であると考えられる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公立幼稚園のサービスの効率化を図ることができるとともに、住民サービスの向上につながる。

根拠法令等

学校教育法第2条、第5条
地方独立行政法人法第21条
地方独立行政法人法施行令第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市

○公立幼稚園の民間や独立行政法人への委託は予定しておらず、現状支障になることはないが、今後さらに少子化が進行し、私立幼稚園が閉園していく状況にまでなった場合には、民間委託等による公立幼稚園のサービス拡充も選択しのひとつとなり得る。

各府省からの第1次回答

提案については、平成16年の通知（「公立学校における外部の人材や資源の活用の推進について」（平成16年3月30日付文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長連名通知））において、公立学校に係る業務のうち、学校施設の警備や清掃等の管理業務について民間事業者への委託が可能であることとしているところである。

また、地方公共団体が学校法人と協力して、園地・園舎を譲渡又は貸与や出資を行い、学校を設置することは、既に現行制度で対応が可能である。

これらを踏まえ、現行制度での対応ではなく、提案いただいた内容でなければ解消できない具体的な支障事例があれば示されたい。

7月18日のヒアリングにおいて、幼稚園を現に設置している市町村は、本提案について「様子見」とのことであったが、現時点において県内の幼稚園を現に設置している市町村から具体的なニーズや委託に係る提案が出ているのか、その有無と、事例がある場合には、その詳細な内容をご教授願いたい。

また、提案の中で改正を求めている学校教育法第5条に規定する設置者管理主義については、児童生徒等の教育を受ける権利に直接的にかかわる学校教育の特性に照らし、教育を行う学校は、その設置者が当該学校を適切に管理し、その運営に責任を持つことを定めた学校教育の根本的な原理の1つである。

このため、同条を改正することを含め、公立学校の管理運営の学校法人や地方独立行政法人への包括的な委任の在り方については、中央教育審議会（平成16年3月4日）答申において今後の検討課題とされていることから、貴県の具体的な事例を踏まえた実証的な研究や有識者等を交えた議論を行い、慎重に検討する必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

幼稚園運営については、警備や清掃、給食等といった定型的な管理業務だけではなく、管理運営業務を包括的に民間委託することが、施設の効率的な運営のために必要である。

また、地方公共団体が学校法人と協力して幼稚園を設置することについては、民間委託に比して、学校法人の新設に係る事務的負担が過大になるほか、地方公共団体が当該法人に対して出資する等、新たな財政的負担の発生が想定されるが、特に県内の小規模市町村には、その負担に耐えられない団体が存在している。加えて、現状、幼稚園が存在しない小規模市町村にあっては、団体が出資等をして、学校法人を新設しようとする既存の法人等は見込みにくいものと考えられる。

山間部を多く有する本県では、地域の人口減少、少子化等は急速かつ深刻化の一途を辿っており、もとより財政力の低い本県市町村では、財政の安定的見通しが十分でない中で、福祉サービス、水道・交通等のインフラをはじめ、あらゆる面で行政サービスの安定的な維持は、既に深刻な問題となりつつある。公立幼稚園の運営についても、この問題の全く例外でない。仮に現行の手法でしか公立幼稚園の管理・運営が認められない場合、地域の幼児教育の維持が困難になる危機感を強く認識している。実際に、ある村においては、公立幼稚園の維持が困難となり保育所に移行せざるを得なかった事例も存在している。

あわせて、より専門性の高い教育、ニーズに合った教育を受けたいと希望する児童や保護者にとって、現行の公立幼稚園自らが管理・運営する方式では対応できなくなる懸念も有している。

このような状況を踏まえ、本県では、市町村合併に代わる持続可能で効率的な行政運営のしくみを「奈良モデル」として位置付け、今後新たな取り組みを進める分野の取組の1つとして、公共施設の管理・運営手法の検討を行っているところであり、『奈良モデル』のあり方検討委員会報告書（平成29年3月）において、「公立幼稚園等の管理・運営を広く民間事業者等にアウトソースできるよう、法改正を含めた制度改正を求めたい。」としている。民間委託や地方独立行政法人等の施設運営の選択肢を幅広く備えることは、地域を問わず、合理的で効果的な管理運営を推進するうえで重要である。

また、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものでもある。幼小接続を円滑に行うためには、幼稚園と小学校の緊密な連携が必要であり、公

立幼稚園として存続することは、公教育の連携においても、児童や保護者の安心の観点からも、その果たす役割は大きい。

本提案の実現により、地域における幼児教育の場が確保され、また、民間法人や地方独立行政法人が幼稚園の管理運営に参画することで、設置者や現場の教員のみならず、多くの人々が幼稚園教育について現在以上に議論・研究を行うことができ、その結果、独自性があり、かつ効果的な教育を実施できる機会が増えるものと考えられる。その結果、従来の市町村自らが行う幼児教育よりも、地域の特性を活かしつつ専門性の高い教育や、児童の発達段階に応じた最新の教育内容や障害児への対応など、最新の知見を活用した教育を行い、地域における幼児教育の質の向上が可能となると考えている。

県としても、市町村の意向を更に詳細に把握するとともに、管理運営業務の受け皿となる学校法人が実在するか具体的な調査を実施して、今後、知事と市町村長とのサミット討議の中で、具体的な枠組みについて議論していくところであり、今後更に議論を深めるためにも国側の早期の検討・見直しを求めたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○提案団体の具体的な支障等（学校法人の設置が困難、公立幼稚園の形態を希望）を踏まえ、義務教育とは異なる幼稚園の設置者管理主義を緩和する際に生じる課題について具体的にお示しいただきたい。

○国家戦略特区における高等学校等における制度改正の議論を踏まえると、一定の担保措置をとることにより、設置者の責任の下、設置者とは別の者に管理を委託することが可能ではないか。

○幼稚園は、学校教育法上、公立幼稚園と私立幼稚園とで、行うべき教育内容や人員体制を区分している訳ではなく、沿革からみても、幼稚園は、建学の精神に基づき、多様な設置主体により設置されてきたものである。このような状況を踏まえると、提案への対応により公立幼稚園での実施が阻害される特別な教育内容や公権力の行使等があるとはいえないのではないか。

○平成16年の「今後の学校の管理運営の在り方について」の中央教育審議会答申から長期間が経過しており、提案団体の具体的な支障を踏まえ、2次ヒアリングまでに方向性を出していただきたいと考えるが、今後の検討スケジュール及び体制についてお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

公立幼稚園設置者である市町村の具体的な支障、包括受託とした場合の財政上のメリット、包括委託を具体的に希望・予定している市町村の有無、包括受託の受け皿となる法人の見当、教育の質及び継続かつ安定的な経営管理を担保するために市町村において考えられる対策などについて、奈良県からの具体的な情報と提案を踏まえ、平成16年中央教育審議会答申の方向に従い、解決に資するための実証的な研究の方策及びスケジュールについて検討したい。